

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

vol.17



今回は、新型コロナウイルスワクチン追加接種(以下「3回目接種」)の対象年齢引き下げについてお知らせします(3月29日時点)。新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】健康増進課(保健センター ☎282-2797)

3回目接種の対象年齢が「満12歳以上」となりました

国の方針により、3回目接種の対象年齢が、現行の満18歳以上から満12歳以上に引き下げられました。満12歳から17歳までの方の3回目接種についての詳細は、決まり次第、専用ホームページおよび村公式SNS等でお知らせします。

使用するワクチンの種類等について

満12歳から17歳までの方は、18歳以上の方に用いているものと同じファイザー社製のワクチンを使用し、1・2回目の接種量と同じ量を接種します。1・2回目に武田/モデルナ社製ワクチンを受けた方も、ファイザー社製ワクチンを受けられます。

接種券の発送

満12歳から17歳までの方の3回目用の接種券は、4月中旬以降に順次、発送する予定です。接種券がお手元に届いた方から3回目接種の予約ができます。

ワクチン接種に関するお問い合わせ・予約は、「専用相談窓口」へ！

専用コールセンター ☎ 0570-033-271

受付期日▼月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

受付時間▼午前9時～午後5時

専用ホームページ

QR(二次元コード)
よりアクセス可▶

https://www.knt-kt.co.jp/ec/2021/covid_tokai/



申請等の手続きはお済みですか？住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しています

国では、新型コロナウイルス感染症に関する支援の一環として、以下の世帯へ給付金(10万円)を支給しています。

【問い合わせ】地域福祉課非課税世帯等に対する臨時給付金担当(☎282-1711 内線1138)

支給対象

次の①または②に該当する世帯 ※すでに支給されている世帯を除きます。

- ①住民税非課税世帯…基準日(令和3年12月10日)において、東海村に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(被扶養者のみからなる世帯を除く)
- ②家計急変世帯…令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯の全ての方が①の世帯と同等の収入であると認められる世帯

申請方法等

- ①住民税非課税世帯…2月1日に、対象となる世帯へ、確認事項が記載された確認書を送付しました。まだ返送がお済みでない方は、内容をご確認の上、同封の返信用封筒で4月30日(土)(当日消印有効)までに、郵送またはお越しの上、地域福祉課(役場行政棟1階 〒319-1192 東海3-7-1)へ提出してください。※▽対象と見込まれるにもかかわらず確認書が届いていない方や、書類を紛失した方等は、お問い合わせください。▽世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請が必要となります。申請書に必要な事項を記入し、以前の居住地での非課税証明書等を添えて、9月30日(金)(当日消印有効)までに、郵送またはお越しの上、地域福祉課へ提出してください。
- ②家計急変世帯…9月30日(金)(当日消印有効)までに、申請書等の提出が必要となります。※詳細は、お問い合わせください。

※各種申請書は役場総合案内(役場行政棟1階)で配布しているほか、村公式ホームページからもダウンロードできます。